

専門的・技術的分野における外国人材の受入れ
に関するタスクフォース（第1回）
議事次第

平成30年2月23日(金)
14：00～14：30
内閣府本府5階521会議室

1 開会

2 議事

(1) 今後の検討課題

(2) その他

3 閉会

〔配付資料〕

資料1 経済財政諮問会議 総理御指示（該当部分抜粋）

資料2 経済財政諮問会議 資料（外国人労働力に関する資料）

資料3 本タスクフォースにおける主な検討課題（案）

資料4 専門的・技術的分野における外国人材の受入れに関するタスクフォースの開催について

資料5 専門的・技術的分野における外国人材の受入れに関するタスクフォース幹事会の官職の指定について（案）

経済財政諮問会議（第2回、平成30年2月20日開催） 総理締めくくり御発言（外国人労働力部分 抜粋）

第二に、外国人労働力について議論を行いました。

安倍内閣として、いわゆる移民政策をとる考えはありません。この点は堅持します。他方で、5年間のアベノミクスによって、有効求人倍率が4年ぶりの高水準となる中で、中小・小規模事業者の皆さんを始め、深刻な人手不足が生じています。

生産性向上や女性・高齢者の就業環境の整備のため、生産性革命・人づくり革命・働き方改革を推進するとともに、あわせて、専門的・技術的な外国人受入れの制度の在り方について、早急に検討を進める必要があると考えます。

在留期間の上限を設定し、家族の帯同は基本的に認めないといった前提条件の下、真に必要な分野に着目しつつ、制度改革の具体的な検討を進め、今年の夏に方向性を示したいと考えています。菅官房長官、上川法務大臣におかれでは、各分野を所管する関係省の協力を得て、急ぎ、検討を開始していただきたいと思います。

資料2－1

(経済財政諮問会議平成30年第2回資料4と同様のもの)

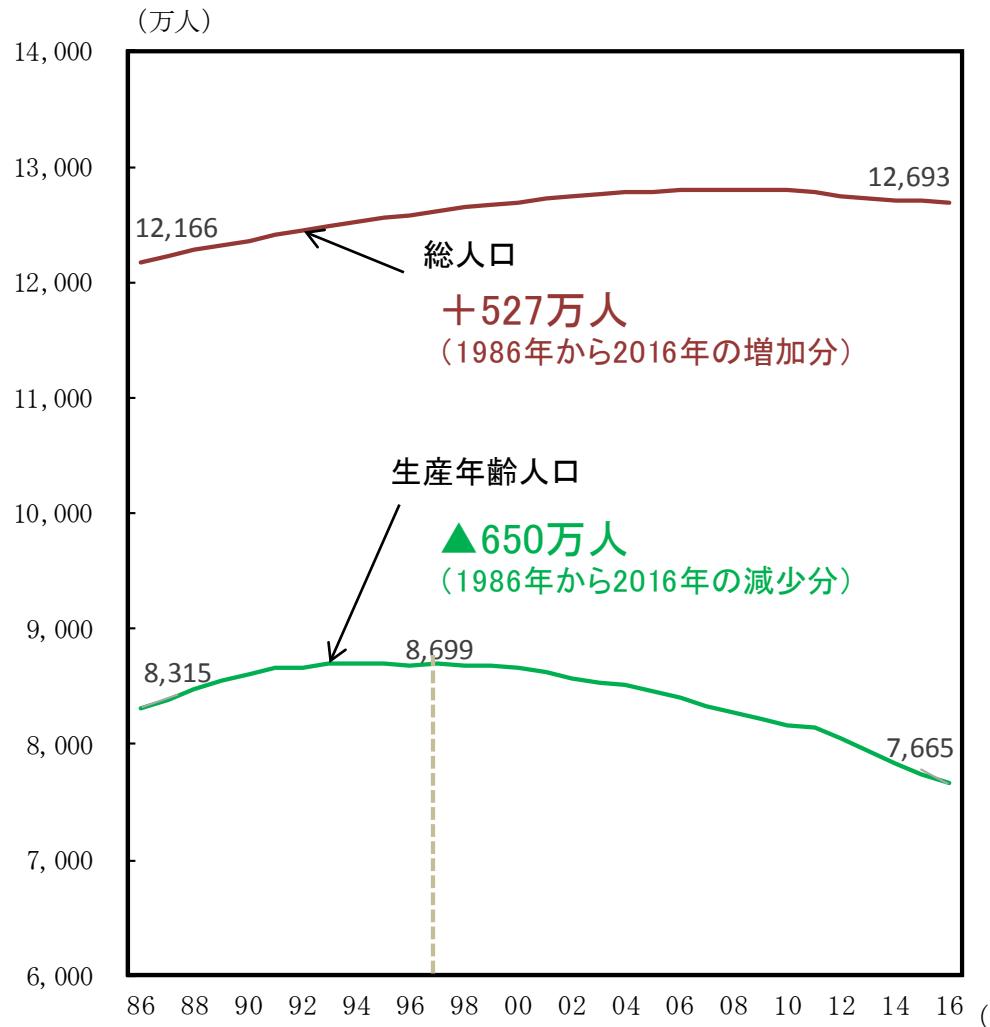
外国人労働力について

平成30年2月20日
内閣府

生産年齢人口等の推移

○我が国の生産年齢人口は1997年を境に減少が続いており、他の先進国と比べて減少傾向が顕著である。

生産年齢人口と総人口の長期推移

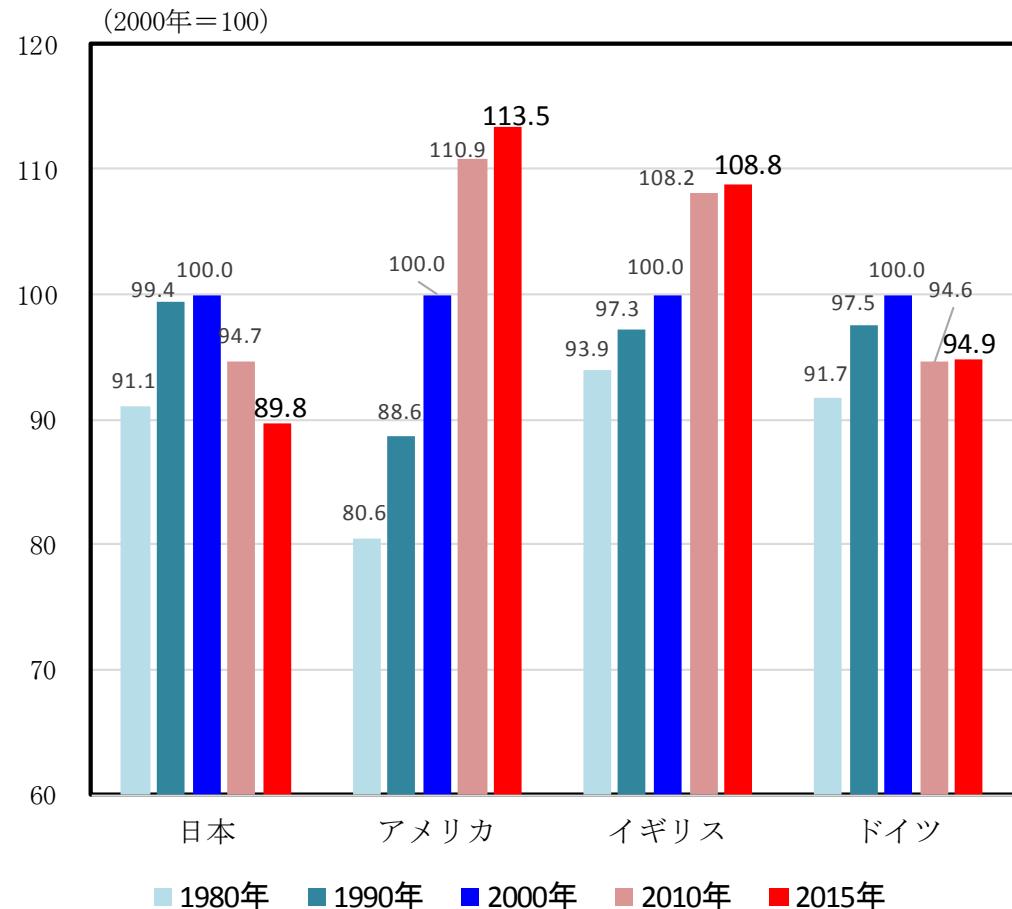


(備考) 総務省「労働力調査」及び「人口推計」により作成。

(注) 生産年齢人口：15～64歳の人口。

生産年齢人口の推移

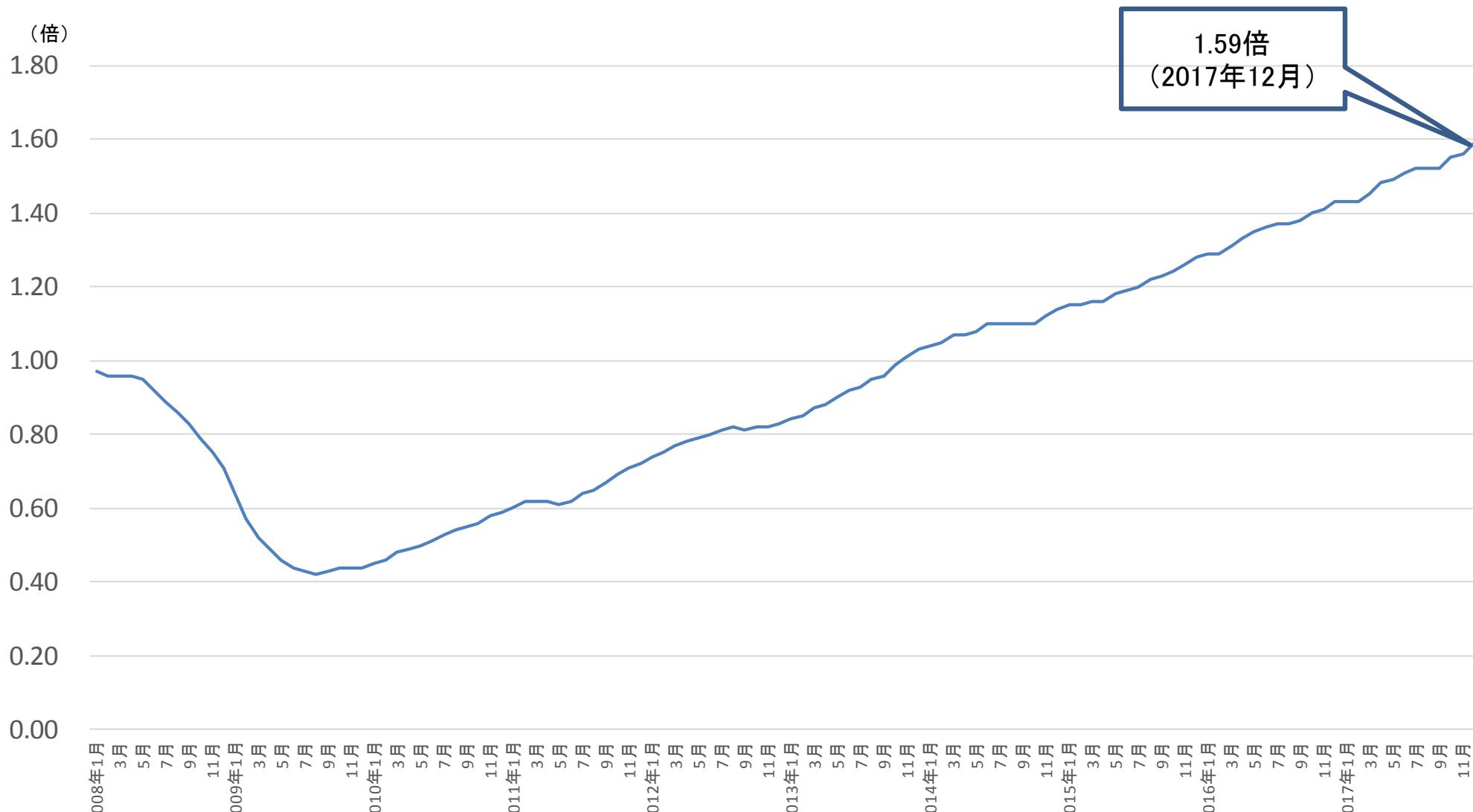
(各国2000年を100として指数化したもの)



(備考) 国連「世界人口推計 2015年改訂版」により作成。

有効求人倍率の推移

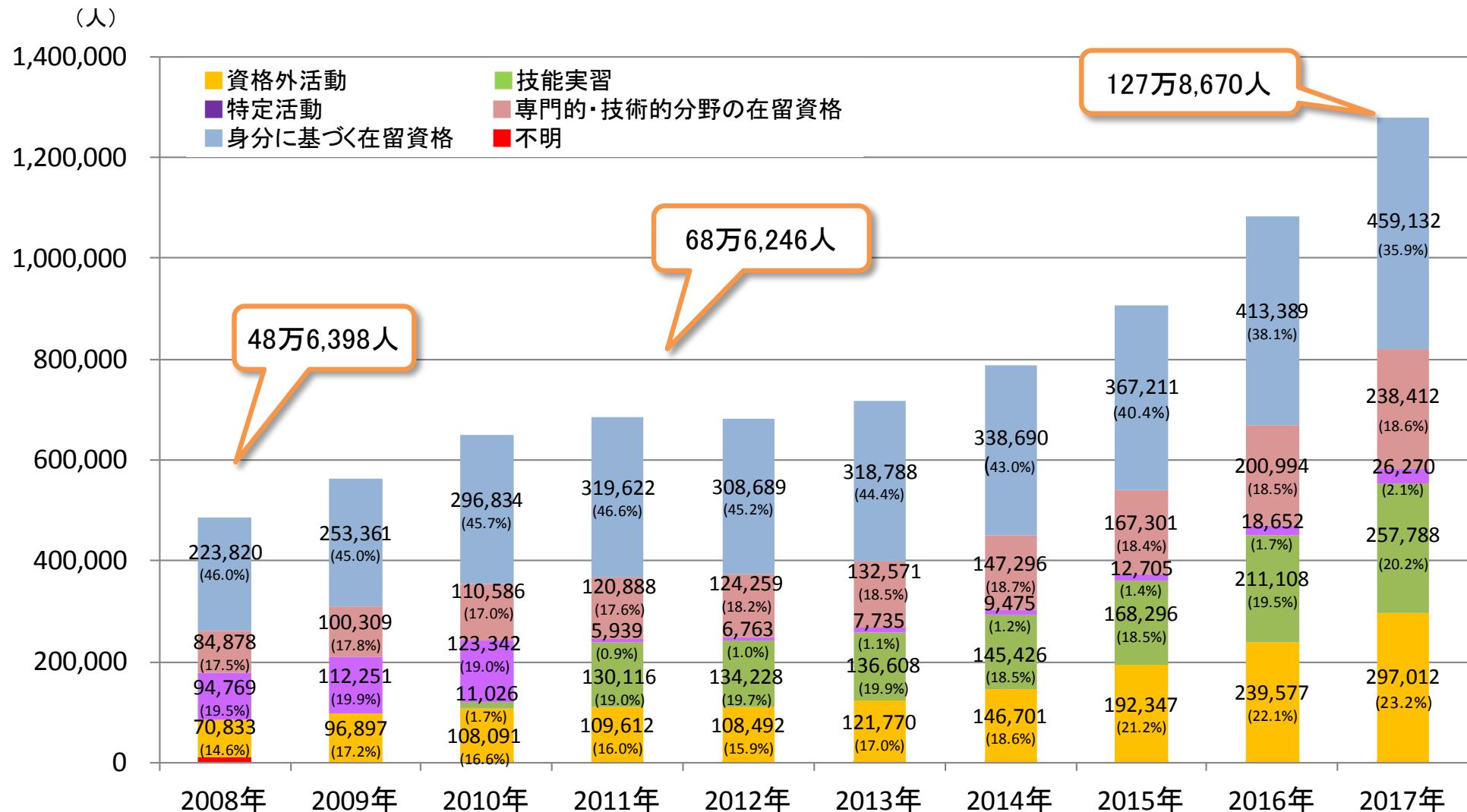
○有効求人倍率は、急速に増加し、足元(2017年12月)では、1.59倍と43年ぶりの高い水準。



(出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」(季節調整値)

我が国における外国人労働者数の推移

○我が国における直近外国人労働者数者は、急速に増加し、昨年には、128万人(対前年比18%増)。



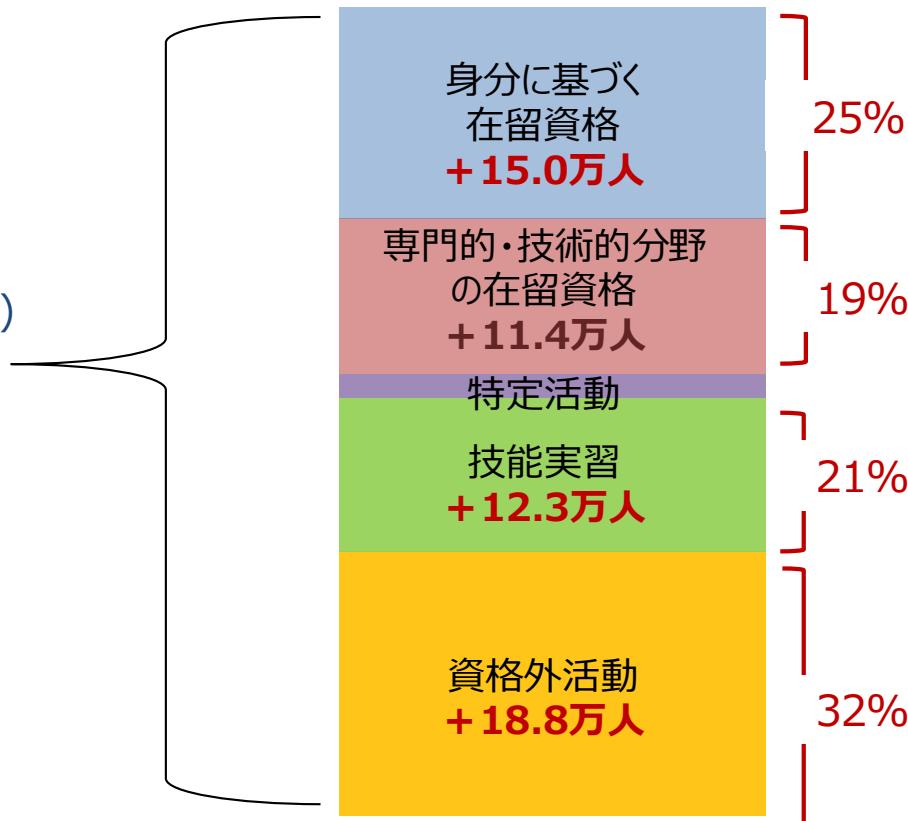
※ 厚生労働省「「外国人雇用状況」の届出状況まとめ」に基づく集計（各年10月末現在の統計）

最近の外国人労働者数の増加の内訳

○我が国における直近5年間の雇用者数の増加の2割は外国人労働者の増加。その増加の過半は、留学生のアルバイト等の資格外活動や技能実習生の増加。

外国人労働者数の増加 (2012→2017年)

雇用者全体 + 306万人 (100%)
外国人労働者 + 60万人 (20%)



【参考】 我が国における外国人労働者の内訳

出入国管理及び難民認定法上、以下の形態での就労が可能。

①専門的・技術的分野

一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

約23.8万人

②身分に基づき在留する者

「定住者」(主に日系人)、「日本人の配偶者等」、「永住者」(永住を認められた者)等
これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

約45.9万人

③技能実習

技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。

約25.8万人

④特定活動

(EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設労働者、外国人造船労働者等)

約2.6万人

⑤資格外活動

(留学生のアルバイト等)
本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内(1週28時間以内等)で報酬を受ける活動が許可。

約29.7万人

計 約127.8万人

「専門的・技術的分野」に該当する主な在留資格	
在留資格	具体例
教授	大学教授等
高度専門職	ポイント制による高度人材(学歴・年収・職歴等によるポイント)
経営・管理	企業等の経営者・管理者
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師
研究	政府関係機関や私企業等の研究者
教育	中学校・高等学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者
介護	介護福祉士 ※ 平成29年9月から新たに追加
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等

※外国人雇用状況の届出状況(2017年10月末現在)による。



外国人材の受入れの現状等について

平成30年2月20日
上川議員提出資料

現在の基本的な考え方

専門的・技術的
分野の外国人



積極的に受入れ

我が国の経済社会の活性化や一層の国際化を図る観点から、専門的、技術的分野の外国人労働者の受入れをより積極的に推進
(第9次雇用対策基本計画(閣議決定))

上記以外の
分野の外国人



様々な検討を要する

- ・我が国の経済社会と国民生活に多大な影響を及ぼすこと等から、国民のコンセンサスを踏まえつつ、十分慎重に対応
(第9次雇用対策基本計画(閣議決定))
- ・経済・社会基盤の持続可能性を確保していくため、真に必要な分野に着目しつつ、外国人材受入れの在り方について、総合的かつ具体的な検討を進める。このため、移民政策と誤解されないような仕組みや国民的なコンセンサス形成の在り方などを含めた必要な事項の調査・検討を政府横断的に進めていく。
(未来投資戦略2017(閣議決定))

日本商工会議所・東京商工会議所「今後の外国人材の受け入れのあり方に関する意見～「開かれた日本」の実現に向けた新たな受け入れの構築を～」（平成29年11月16日）(抜粋)

I. 外国人材の受け入れに係る新たな制度の構築について

要望事項

- 受け入れる外国人材は「専門的・技術的分野の外国人」に限定するという、これまでの原則に縛られない、企業の実情や今後のわが国経済を見据えた、より「開かれた受け入れ体制」を構築すること
- 少子高齢化が進む諸外国の貴重な外国人材を積極的に受け入れるという姿勢を内外に示すとともに、就労先としてわが国が選ばれるよう、官民を挙げて受け入れ環境を整備すること
- 諸外国の例を参考に、移民政策とは異なる非技術的分野の受け入れ制度のあり方について、課題等を整理する「検討の場」を政府において早急に設置すること
- 外国人材の受け入れを円滑に推進するために、企業や国民に対して、諸外国の文化、習慣、伝統など情報発信・意識啓発を強化すること

日本経済団体連合会「外国人材受入促進に向けた基本的な考え方」（平成28年11月21日）(抜粋)

3. 求められる政策対応

(2) 社会基盤人材の受け入れ

④一定の技能を有する外国人材の活用

「日本再興戦略2016」では、経済・社会基盤の持続可能性を確保していくため、真に必要な分野に着目しつつ、外国人材受け入れの在り方について、総合的かつ具体的な検討を進めるとされているところ、一定の技能を有すると担保し得る客観的な技能評価制度・技能評価基準を満たす外国人材を対象に、日本での就労を目的とする在留資格のあり方を検討すべきである。例えば、5年間の技能実習を終えて帰国した者の中で、一定の要件を満たした人材を検討の対象とすることも考えられる。

本タスクフォースにおける主な検討課題（案）

- 主要業種ごとの実態把握
- 受入れ業種を判断するにあたっての考え方
- 受入れ対象者に求められる日本語能力、専門性・技能の程度
- 在留管理・支援体制の在り方
- その他

専門的・技術的分野における外国人材の受入れに関する
タスクフォースの開催について

〔平成 30 年 2 月 23 日〕
内閣官房長官・法務大臣決裁

1 現下の労働市場の状況等を踏まえ、真に必要な分野に着目しつつ、一定の専門性・技能を有する外国人材の受入れを進める観点から、一定の前提条件のもと、制度改正の具体的な検討を進めるため、専門的・技術的分野における外国人材の受入れに関するタスクフォース（以下「タスクフォース」という。）を開催する。

2 タスクフォースの構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長	内閣官房副長官補（内政担当）
副議長	内閣府政策統括官（経済財政運営担当） 法務省入国管理局長
構成員	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付） 警察庁刑事局組織犯罪対策部長 法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） 外務省領事局長 厚生労働省職業安定局長 厚生労働省社会・援護局長 農林水産省経営局長 経済産業省経済産業政策局長 国土交通省総合政策局長
オブザーバー	内閣官房日本経済再生総合事務局次長 内閣官房健康・医療戦略室次長 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局地方創生総括官補 内閣府規制改革推進室次長 内閣府地方創生推進事務局次長

3 タスクフォースは、必要に応じ、幹事会を開催することができる。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指定する官職にある者とする。

4 タスクフォースの庶務は、内閣官房及び法務省において処理する。

5 前各項に定めるもののほか、タスクフォースの運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

専門的・技術的分野における外国人材の受入れに関する
タスクフォース幹事会の官職の指定について

平成 30 年 2 月 23 日
専門的・技術的分野における外国人材の
受入れに関するタスクフォース議長決定案

専門的・技術的分野における外国人材の受入れに関するタスクフォースの開催について（平成 30 年 2 月 23 日内閣官房長官・法務大臣決裁）第 3 項の規定に基づき、専門的・技術的分野における外国人材の受入れに関するタスクフォース幹事会の官職を以下のとおり指定する。

議長	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
副議長	法務省大臣官房審議官（入国管理局担当）
構成員	内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付） 内閣府政策統括官（経済財政運営担当）付参事官（産業雇用担当） 警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課課長 法務省入国管理局総務課長 外務省領事局外国人課長 厚生労働省職業安定局雇用政策課長 厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課長 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室長 農林水産省経営局就農・女性課長 経済産業省大臣官房参事官（経済産業政策局担当）兼産業人材政策室長 経済産業省製造産業局総務課長 経済産業省大臣官房商務サービスグループ参事官 国土交通省総合政策局政策課長 国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長 国土交通省自動車局総務課企画室長 国土交通省海事局船舶産業課長 国土交通省観光庁観光人材政策室参事官 内閣官房日本経済再生総合事務局参事官 内閣官房健康・医療戦略室参事官 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局参事官 内閣官房人生 100 年時代構想推進室参事官 内閣府規制改革推進室参事官 内閣府地方創生推進事務局参事官
オブザーバー	